平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	年一・八パーセント
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	年一・九パーセント
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	年二・〇パーセント
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	年二・二パーセント
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	年二・九パーセント
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	年三・四パーセント
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	年三・六パーセント
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	年三・九パーセント
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成三十二年四月一日以後	年四・一パーセント

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　片山　善博
内閣総理大臣　菅　**直**人

統計法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第四十三号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第一欄中「すべて」を「全て」に改め、同項第三欄第三号中「調査すべき事業所として総務省令で定めるものの調査に係るもの」を「配布すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの」に改め、同欄第四号中「前号に規定する調査票」を「調査票（都道府県知事が取集すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）」に改め、同欄第五号中「第三号」を「前号」に、「総務省令」を「総務省令・経済産業省令」に改め、同欄第六号中「第三号」を「第四号」に改め、同欄第八号中「、他の都道府県知事及び」を「及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに」に改め、同欄第十二号及び第十三号中「総務大臣」の下に「及び経済産業大臣」を加え、同項第四欄第六号中「調査すべき事業所として総務省令で定めるものの調査に係るもの」を「配布すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるもの」に改め、同欄第七号中「前号に規定する調査票」を「調査票（市町村長が取集すべきものとして総務省令・経済産業省令で定めるものに限る。）」に改め、同欄第八号中「第六号」を「前号」に改め、同表備考第七号を同表備考第九号とし、同表備考第六号中「第一号」を「第三号」に改め、同号を同表備考第八号とし、同表備考中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　一の項第一欄に掲げる基幹統計に係る基幹統計調査のうち報告を求める事項を事業所及び企業の名称、所在地、事業の内容、従業者数その他の基本的事項に限定したものを行う場合における同項の規定の適用については、同項中「総務省令・経済産業省令」とあるのは「総務省令」と、同項第三欄第八号中「総務大臣及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに」とあるのは「総務大臣、他の都道府県知事及び」と、同欄第十二号及び第十三号中「総務大臣及び経済産業大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

二　一の項の規定の適用については、前号に規定する場合を除き、市町村長は、同項第四欄第五号及び第六号に掲げる事務は行わないものとする。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

総務大臣　片山　善博
経済産業大臣　海江田万里
内閣総理大臣　菅　**直**人

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第四十四号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百三条の四第十二項、第二十一項及び第三十項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十八の二第一項中「五十万円」を「五十一万円」に改め、同条第二項中「十三万円」を「十四万円」に改め、同条第三項中「十万円」を「十二万円」に改める。

附則第四条第十二項の表法第四十五条の二第一項の項中「若しくは同条第九項に規定する純損失」及び「、同条第九項に規定する純損失」を削り、「控除若しくは」を「控除、」に改め、同表法第四十五条の二第一項第六号の項中「第四十五条の二第一項第六号」を「第四十五条の二第一項第八号」に改め、同表法第四十五条の二第三項の項中「又は同条第九項に規定する純損失若しくは」及び「、同条第九項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除又は」を「控除、」に改め、同条第二十項の表法第三百十七条の二第一項の項中「若しくは同条第九項に規定する純損失」及び「、同条第九項に規定する純損失」を削り、「控除若しくは」を「控除、」に改め、同表法第三百十七条の二第一項第六号の項中「第三百十七条の二第一項第六号」を「第三百十七条の二第一項第八号」に改め、同表法第三百十七条の二第三項の項中「又は同条第九項に規定する純損失若しくは」及び「、同条第九項に規定する純損失若しくは」を削り、「控除又は」を「控除、」に改める。